

なかはらエコ推進大使ロジーちゃん着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、なかはらエコ推進大使ロジーちゃん（以下「ロジーちゃん」という。）の着ぐるみの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 着ぐるみの貸出しを受ける者は、あらかじめ中原区長（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 川崎市が業務に関し使用する場合
- (2) その他、区長が適当と認めたもの

(貸出の承認申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、「ロジーちゃん着ぐるみ貸出承認申請書」（第1号様式）（以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書は、引渡希望日の10日前までに提出するものとする。

(貸出対象者)

第4条 貸出対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内で、事業を行う個人、団体等。
- (2) その他、区長が適当と認めた者。

(対象事業)

第5条 着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次のいずれかの事業に使用すること。

- (1) 川崎市が開催する事業。
- (2) 営利目的でない事業。
- (3) 区長が適当と認めた事業。

(貸出の承認・不承認)

第6条 区長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 政党、政治、宗教及び営利活動に利用し、又はそのおそれがあると認めら

れる場合

- (3) 自己のマスコットとして使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 中原区（以下「区」という。）の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 「ロジーちゃん」のイメージを損なうような使用をする、又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (7) その他、区長が適当でないと認める場合

- 2 区長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、「ロジーちゃん着ぐるみ貸出承認・不承認通知書」（第2号様式）により通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間は、原則として1週間以内とする。
- (3) その他、別に定める「ロジーちゃん着ぐるみ貸出時の注意事項」を遵守すること。

（承認の取消し）

第8条 区長は、使用者がこの要領及び承認内容に違反していると認められるときは、貸出承認を取り消すことができる。

（貸出方法）

第9条 使用者は、区から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

- 2 区が所有する着ぐるみは一体であるため、同一時期に複数の申込があつた場合は、原則先着順とする。

（貸出料）

第10条 貸出料は、無料とする。

（転貸の禁止）

第11条 使用者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

(使用中の事故等)

第 12 条 着ぐるみ使用中に発生した事故等については、使用者の責に帰するものとする。

(損害賠償)

第 13 条 使用者の故意、または過失により着ぐるみに損傷を生じさせた場合は、使用者の責任において修理・修復するものとする。また、修理・修復が困難な状態までに損傷した場合は、使用者が実費弁償するものとする。

(庶務)

第14条 この要領に関する庶務は中原区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要事項は区長が別に定める。

附則

この要領は、平成 2 4 年 9 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

ロジーちゃん着ぐるみ貸出承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 中原区長

(申請者) 所在地 (住所)

団体名

代表者名 (氏名)

次のとおり、ロジーちゃん着ぐるみを使用したいので、申請します。

行事名	
行事内容	
使用場所	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
引渡希望日	令和 年 月 日 午前・午後 時
返却予定日	令和 年 月 日 午前・午後 時
担当者	(所属) _____ (氏名) (電話番号)

(注) 行事内容の分かる資料等（企画書、チラシ等）を添付してください。